

令和 7 年度 事業報告書

公益社団法人 日本プールアメニティ協会

【公益目的事業の実施状況】

1. 講習会事業（定款第4条－1）

(1) プール衛生管理者講習会

開催回	開催地	日程	資格取得者数	6年度実績	5年度実績	4年度実績
第211回	東京	5月15・16日	63	61	86	76
第212回	大阪	5月29・30日	53	76	71	68
第213回	OD	9月2～16日	48	50	79	69
第214回	東京	10月16・17日	50	47	56	53
第215回	OD	12月2～16日	47	46	—	—
第216回	OD	2月3～17日	57	77	68	62
	地方		—	—	21(岡山)	52(沖縄)
	合計	6回開催	318	357	381	380

1. 今年度は対面式210名の募集に対し166名(約80%)に資格証を発行した。
応募者のうち約90%強が試験合格者となったことになる。
2. 今年度からオンデマンド講習(OD講習会)を開始した。応募者数を1開催当たり最大100名と想定したが想定を下回った。勤務先や自宅で受講できるため一層受講し易くなったが初年度でもあり十分に情報が伝わらなかった。オンデマンド講習の試験問題は、講師を担当した工学博士、医学博士、薬学博士、各部門の専門家により作成された。
3. オンデマンド講習会(OD講習会)を開始したため従来型を東京2回、大阪1回としODを3回(9、12、2月)実施した。
4. 今年度受講者数はOD講習、従来式講習と顕著な差は見られなかったが、OD講習の存在が認知されると受講者数が増加するものと考ええる。
5. 衛生管理者在籍施設認定証の申請が今年度5社5施設あり、合計23社33施設となった。さらに制度の周知に向けて講習会などでPRする。

(2) プール施設管理士講習会

開催回	開催地	日程	資格取得者数	6年度実績	5年度実績	4年度実績
第86回	大坂	6月6日	27	56	53	43
第87回	東京	6月27日	70	40	29	34
	合計	2回開催	97(100)	96	82	77
第88回	沖縄	6月5日	35	22	24	15
		沖縄は特別開催		—	—	—

() は募集人数

1. 今年度は東京、大阪ともに募集人数を 50 名としてみたが、次年度以降も募集は同数として東京・大阪それぞれ年 1 回の開催で様子を見る。
2. 学校関係者の応募がほとんどない状況が続いているため、講習内容を見直し、より上質な施設管理士の養成を目指せる講習にする。

(3) プール衛生管理者更新講習会

＜自宅学習型＞

締切月		資格取得者数	6 年度実績	5 年度実績	4 年度実績
6 月		62	106	166	111
8 月		16	19	43	54
10 月		33	40	91	110
12 月		48	67	118	130
	合計	159	232	418	485

1. パンデミック以降集合学習型講習は中止しているが、受講申込者の利便性を考え、今後はすべて自宅型講習にする。
2. 今年度の更新者の多くがパンデミックの年の資格取得者が対象であったため更新予定者の絶対数が少なく、応募者数が減少した。次年度より増加予定である。
3. 更新制度によって繰り返しの勉強ができるので助かるとの意見が多く、更新の意義を認める。

2. 調査事業（定款第4条－2）

学校での教師の働き方改革に伴い、水泳プール管理の外部委託など文部科学省やスポーツ庁からの指導を受けた動きが具体化してきている。

本来はプール管理の外部委託化などへの指導であるが、本調査事業では水泳授業そのものの外部委託の傾向を調査した。

【調査方法】

全国自治体(市・町)から無作為に抽出してアンケート票を郵送。

Web フォームへの入力、もしくは Fax、メール添付にて回答を受け付けた。

【実施時期】

令和 7 年 8 月 1 日～9 月 30 日

【調査対象】

調査対象施設数 652 自治体 回答数は 231 自治体で回収率は 35.5%であった。

(株)体育施設出版の協力を得て調査した。

調査報告書(成果物)はホームページ上で開示し、関係の行政庁にも報告書を提供する。

3. 認定事業（定款第4条－3）

機器認定と運営団体認定の2種類を認定事業としているが、今年度は運営団体2社からの申請があり、新たに認定した。

既認定会社5社は令和7年度が更新年であるため更新申請が提出され、規定による審査の上、認定を更新した。

機器認定機種で、依頼のあった会員2社に認定証のラベル(シール)を提供した。

現在、機器認定機種は19社143機種、運営団体認定は7社となった。

これにより、各プール施設がより安全・衛生・快適なプールを維持するための設備機器の選定や運営団体の選別がしやすくなる。

4. 情報提供・相談事業（定款第4条－4）

- (1) 「水泳プール総合ハンドブック」「水泳プール総合ハンドブックの解説版冊子」「プール施設管理士マニュアル」「学校における水泳プールの保健衛生管理」などの書籍を通じて、知識・技術なども含めた情報提供を行った。
- (2) メール・電話による問い合わせ、技術的相談、施設運営上の相談など約70件寄せられ、メールによる返信、電話での説明、書類送付などの方法で対応した。
- (3) プール衛生管理者資格取得後他部署への配属となり、その後再度プール関連の部署に戻ったりして更新を完了していない人も少なからず存在するので更新時期について本人宛ハガキで通知している。
- (4) 多摩府中保健所(5/19)、千代田保健所(5/21)、川崎市薬剤師会(5/25)、ウオーターワイズ(6/5)、杉並保健所(6/5)、南多摩保健所(6/5)、品川保健所(6/24)、練馬区学校薬剤師会(11/13)より講習会講師派遣要請がありそれぞれに講師を派遣した。
- (5) 今年度も猛暑の影響で夏季のプール利用に関する問い合わせや、水泳中の熱中症の影響などの問い合わせが多くあり、講師など専門家が丁寧に対応した。
- (6) プールにおける重大事故発生施設の行政調査のため警視庁や所轄の保健所の協力要請を受けたため、各部門の専門家を選任し調書作成などに協力した。

5. 助成事業（定款第4条－5）

本年度も休止の状況を継続。

6. 委員会活動

- (1) 企画・コンプライアンス委員会を4回(7/11, 10/10, 12/5, 2/20)開催し、当年度の各事業計画の進捗状況を確認しながら計画達成への調整を行い、その結果を理事会へ報告した。
また、令和8年度の年間行事予定、事業計画を策定し理事会に提出した。
- (2) 新規の入会申請があり申請会社の事業内容、業績などを審査し入会の可否を検討した。協力法人会員2社、正会員1社を審査し、会員として適正であると判断して理事会へ報告した。
- (3) 運営団体認定申請2社について申請書類を審査し、それぞれの現場で規定に基づく現場調査を実施した。2社共に認定にふさわしいと判断し理事会へ報告した。
- (4) 調査事業の調査実施と調査報告書作成に専門家を含め委員会として関与した。

7. 広報活動

- (1) 「プール衛生管理者講習会」「プール衛生管理者更新講習会」「プール施設管理士講習会」の案内書類を更新し、DMにて約6,000通発送した。
- (2) 協会ホームページの内容をチェック・修正・更新をした。また、令和8年度の講習会開催案内の詳細、認定制度のPR、などを更新・掲載した。
- (3) 令和8年度が有効期限となる「衛生管理者証」取得者に更新案内ハガキ(約800枚)を発送した。これにより、せっかく取得した資格の失効を抑制することになる。
- (4) 協会パンフレット「ご案内」の改訂作業を行い、リ・ポート㈱に1,000部印刷を発注した。協会の公益事業案内の詳細が更新された。

8. 管理業務

- (1) 外部理事・監事の必要によりガバナンスの調整を行った。
以前より外部理事は複数人在籍していたが、外部監事に関しては正会員・協力法人会員とも利害関係のない鬼頭英明氏を選任した。
元文部科学省の調査官出身者で、兵庫教育大学・法政大学で教授を歴任された。
偏りのない立場で協会運営の助言をいただくことができる。
- (2) 企画・コンプライアンス委員会の委員長、副委員長を交代し、より公平な組織運営ができるように定期的に調整する。委員も、プール施設の衛生・安全管理専門の委員とプール施設の運営・安全管理専門の委員のバランスを調整する。
- (3) 第15回通常社員総会を6/20に開催し令和6年度の事業報告を行い各議案が承認された。それに伴って、法務局、内閣府への変更届もそれぞれ提出した。
- (4) 理事会を2回(5/23, 3/13)開催し公益事業の進捗の状況や理事の職務遂行状況

なども確認し監督した。

(5) 監事による会計監査を 5/9 に実施した。

(6) 令和 8 年度の年間事業計画、予算計画の草案を委員会へ提出した。

代表理事・専務理事の業務執行状況の確認及び職務状況を監督した。

(7) 内閣府公益認定等委員会に令和 6 年度事業報告書及び令和 8 年度事業・予算計画書をそれぞれ令和 7 年 6 月と令和 8 年 3 月に提出した。

【運営体制の充実を図るための取組、ガバナンスの取組】

① 理事会への上程機関としての役割も有する「企画・コンプライアンス委員会」が機能し、事業計画遂行に関わっている。同委員会は、代表理事・専務理事の 3 名が全体を把握するが、プールの衛生管理・安全管理、プールの施設運営・安全管理を専門とする委員の数的バランスを図って公益事業の推進と透明性を図っている。

各委員の所属先や業界全体での不祥事、事故などの情報を共有し、公益法人として予防策や対応策など検討し業界へ発信している。

委員会の委員長、副委員長は定期的に交代し偏った運営にならないように機能させる。

② 外部理事・外部監事を選任し透明性の向上を図っている。

外部理事は以前から 3 名選任している。(厚生労働省出身で大学教授、元大学教授、元地方公務員)

令和 7 年度に外部監事を選任した。文部科学省出身で国立大学・私立大学で長年教授を務め、公平かつ透明性の高い立場で助言できる。

③ 外部監事への情報提供。

理事会、総会への出席だけでなく企画・コンプライアンス委員会の会議資料・議事録の提供や公益事業での成果物を提供し当該法人の状況把握の参考にしてもらう。

監事による会計監査の機会にも直接法人の状況を説明する。